（法第九十一条の二第二項の関係者）

第六十条の六　法第九十一条の二第二項の国土交通省令で定める関係者は、法第九条第四項の協議を行う必要があると認めるときにあつては同項に規定する協議会の構成員とし、法第七十九条の四第一項第五号の協議を行う必要があると認めるときにあつては地域公共交通会議等の構成員とする。

（国土交通省関係地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　国土交通省関係地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げるものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第十条第三項第三号の国土交通省令で定めるもの） **第五条**　法第十条第三項第三号（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　（略） 二　計画区域の存する市町村（地域公共交通計画を作成していないものに限る。）が道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第四条第二項に規定する地域公共交通会議を組織している場合　当該地域公共交通会議 三　（略） （共同経営に関する協定の内容の軽微な変更） **第八条**　法第十三条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、法第九条第一項各号に掲げる事項に係る変更のうち、協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等、計画区域又は共同経営の対象とする路線等の名称の変更その他の共同経営計画の実施に実質的な影響を及ぼさない変更とする。 （削る） （削る） 2　（略）	（法第十条第三項第三号の国土交通省令で定めるもの） **第五条**　法第十条第三項第三号（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一　（略） 二　計画区域の存する市町村（地域公共交通計画を作成していないものに限る。）が道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第九条の二に規定する地域公共交通会議を組織している場合　当該地域公共交通会議 三　（略） （共同経営に関する協定の内容の軽微な変更） **第八条**　法第十三条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。 一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更 二　基盤的サービスに係る事業の改善に係る目標に関する数値の変更その他共同経営計画に記載された数値の変更であって、当該共同経営計画の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更 2　（略）

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第十八条及び第十九条関係）	別表第一（第十八条及び第十九条関係）
規定	規定
法第二十四条	法第二十四条
（略）	（略）
鉄道事業法第十六条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法第十六条第三項の届出に係る部分
事項	事項
（略）	（略）
鉄道事業法施行規則第三十三条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十三条各号に掲げる事項
書類	書類
（略）	（略）